

社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査 における民間競争入札実施要項

1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、厚生労働省は、公共サービス改革基本方針（平成20年12月19日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査に係る統計調査関連業務について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

2 社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査の概要等

①社会福祉施設等調査

社会福祉施設等調査は、社会福祉施設等の定員、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得るとともに、社会福祉施設等調査名簿を作成することを目的とし、全国の社会福祉施設等と障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所に対して、毎年10月1日現在で把握している。

なお、3年周期で精密調査を実施している（次回は平成21年実施予定）。この精密調査は社会福祉施設等を対象に、調査事項のうち、在所者・従事者等の項目について、より詳細事項を把握するものである。

ア 調査の対象

・生活保護法による保護施設

救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設

・老人福祉法による老人福祉施設

養護老人ホーム（一般、盲）、軽費老人ホーム、軽費老人ホームA型、軽費老人ホームB型、老人福祉センター（特A型、A型、B型）、老人介護支援センター

・障害者自立支援法による障害者支援施設等

- (ア) 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム
- (イ) 旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設
 - 肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者入所授産施設、身体障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場
- (ウ) 旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設
 - 知的障害者入所更生施設、知的障害者通所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者通所勤察、知的障害者福祉工場
- (エ) 旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設
 - 精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム（B型）、精神障害者授産施設（入所、通所）、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場
- ・身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設
 - 身体障害者福祉センター（A型、B型）、障害者更生センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、点字出版施設、聴覚障害者情報提供施設
- ・売春防止法による婦人保護施設
 - 婦人保護施設
- ・児童福祉法による児童福祉施設
 - 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小型児童館、児童センター、大型児童館（A型、B型、C型）、その他の児童館、児童遊園
- ・母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設
 - 母子福祉センター、母子休養ホーム
- ・その他の社会福祉施設等
 - 授産施設、宿所提供施設、盲人ホーム、無料低額診療施設、隣保館、へき地保健福祉館、へき地保育所、地域福祉センター、老人憩の家、老人休養ホーム、有料老人ホーム
- ・障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所
 - 居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、児童デイサービス事業所、短期入所事業所、重度障害者等包括支援事業所、共同生活介護事業所、自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援（A型、B型）事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所

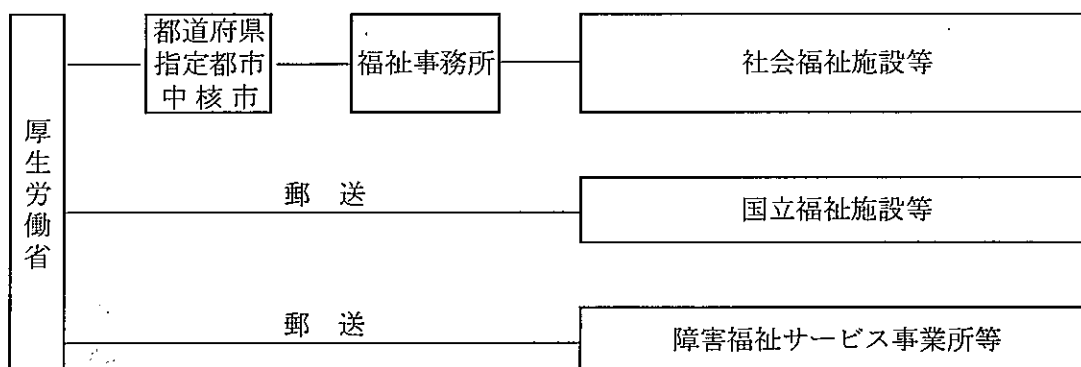
イ 調査の方法

調査は、調査客体に調査票を送付し、郵送により回収する方法で実施する。

なお、実査に先立ち、当該年の調査対象施設・事業所名簿を作成し、調査客体を確定する。

ちなみに、平成20年までの調査は、以下に示す系統図のように、厚生労働省から地方公共団体（都道府県・指定都市・中核市）の福祉事務所を通じて調査票を配付し、記入された調査票を福祉事務所が回収する方法と厚生労働省から直接調査票を送付し、記入された調査票を郵送により回収する方法で実施してきたところであり、平成20年は国直轄調査分のみ公共サービス改革法に基づく民間委託により実施した。

平成21年からは、従来の地方公共団体経由分も国直轄調査とし、その業務は請負業務の内容に含む。



ウ 調査の客体数

全数調査であるため、対象となる施設・事業所数は毎年変動する（別紙1参照）。なお、平成21年の客体数は以下のとおりである。

社会福祉施設等：約74, 100施設

障害福祉サービス等事業所：約39, 200事業所

エ 調査時期

調査の期日：毎年10月1日

調査票の提出期限：毎年10月20日

なお、平成20年までは、地方公共団体経由のため、社会福祉施設等に対する調査票の提出期限は毎年11月15日としていた。

オ 調査事項

社会福祉施設等の種類及び障害福祉サービス等事業所により、以下の調査票を用い

る。なお、3年に1度の精密調査年(平成21年実施)では、社会福祉施設等の各調査票(障害福祉サービス等事業所票を除く。)は、調査項目の増により、A4調査票の紙面換算で簡易年調査(通常、調査紙面A4片面1枚又は両面1枚程度)の2倍程度(A4両面1枚又は両面2枚程度)になることに留意する。

(ア) 保護施設・老人福祉施設・身体障害者社会参加支援施設等調査票

法人名、施設の名称、所在地、郵便番号、電話番号、活動状況、設置主体・経営主体、定員、在所者数(精密年では、在所者の障害の程度別など詳細に把握する)、年齢階級別在所者数、職種別従事者数(常勤・非常勤;精密年では、職種別従事者を男女別など詳細に把握する)等

(イ) 障害者支援施設等調査票

法人名、施設の名称、所在地、郵便番号、電話番号、活動状況、設置主体・経営主体、定員、在所者数(精密年では、在所者の障害の程度別など詳細に把握する)、年齢階級別在所者数、職種別従事者数(常勤・非常勤;精密年では、職種別従事者を男女別など詳細に把握する)等

(ウ) 児童福祉施設等調査票

法人名、施設の名称、所在地、郵便番号、電話番号、活動状況、設置主体・経営主体、定員、在所者数(精密年では、在所者の障害の程度別など詳細に把握する)、年齢階級別在所者数、職種別従事者数(常勤・非常勤;精密年では、職種別従事者を男女別など詳細に把握する)等

(エ) 保育所調査票

法人名、施設の名称、所在地、郵便番号、電話番号、活動状況、設置主体・経営主体、定員、在所児数、年齢階級別在所児数、職種別従事者数(常勤・非常勤;精密年では、職種別従事者を男女別など詳細に把握する)等

(オ) 障害福祉サービス等事業所票

法人名、事業所の名称、所在地、郵便番号、電話番号、活動状況、経営主体、事業所における事業の状況(事業所名、活動状況)、事業所におけるサービスの提供状況(定員、営業日数、9月中の利用実人員・利用延人数等)、職種別従事者数(常勤・非常勤)等

②介護サービス施設・事業所調査

介護サービス施設・事業所調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得るとともに、介護サービス施設・事業所名簿を作成することを目的とし、介護保険施設、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所に対して、毎年10月1日現在で把握している。

なお、3年周期で利用者の状況を把握する調査を実施している(次回は平成22年実施予定)。この利用者調査は介護保険施設及び訪問看護ステーション・介護予防訪問看護ステーション対象であり、その記入は施設・事業所の管理者が行う。

ア 調査の対象

(ア) 介護保険施設

指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設

(イ) 居宅サービス事業所(訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導を除く)

訪問看護ステーション、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所療養介護事業所

(ウ) 居宅介護支援事業所

(エ) 介護予防居宅サービス事業所(介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導を除く)

介護予防訪問看護ステーション、介護予防訪問介護事業所、介護予防訪問入浴介護事業所、介護予防通所介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所、介護予防特定施設入居者生活介護事業所、介護予防福祉用具貸与事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所、介護予防短期入所療養介護事業所

(オ) 介護予防支援事業所

(カ) 地域密着型サービス事業所

地域密着型介護老人福祉施設、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

(キ) 地域密着型介護予防サービス事業所

介護予防認知症対応型通所介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

イ 調査の方法

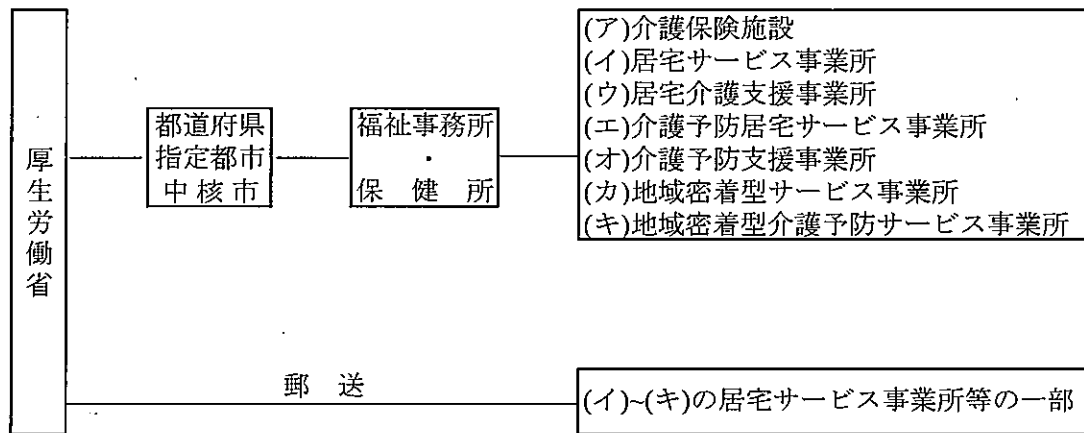
調査は、調査客体に調査票を送付し、郵送により回収する方法で実施する。

なお、実査に先立ち、当該年の調査対象施設・事業所名簿を作成し、調査客体を確定する。

ちなみに、平成20年までの調査は、以下に示す系統図のように、上記の(ア)介護保険施設～(キ)地域密着型介護予防サービス事業所に対する調査は、地方公共団体の福祉事務所、保健所を通じて施設・事業所に調査票を配付し、記入された調査票を

福祉事務所、保健所が回収する方法、ただし、(イ)～(キ)の居宅サービス事業所等の一部の事業所に対しては、厚生労働省から事業所に対して直接、調査票を送付し、記入された調査票を郵送により回収する方法で実施してきたところであり、平成20年は国直轄調査分のみ公共サービス改革法に基づく民間委託により実施した。

平成21年からは、従来の地方公共団体経由分も国直轄調査とし、その業務は請負業務の内容に含む。



ウ 調査の客体数

全数調査であるため、対象となる施設・事業所数は毎年変動する(別紙1参照)。なお、平成21年の客体数は以下のとおりである。

介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票：約7,400施設

介護老人保健施設票：約4,100施設

介護療養型医療施設票：約2,600施設

訪問看護ステーション票：約6,600事業所

居宅サービス事業所(福祉関係)票：約80,900事業所

地域密着型サービス事業所票：約14,900事業所

居宅サービス事業所(医療関係)票：約11,800事業所

エ 調査時期

調査の期日：毎年10月1日

調査票の提出期限：毎年10月20日

なお、平成20年までは、地方公共団体経由のため、介護保険施設及び居宅サービス事業所等の一部に対する調査票の提出期限は毎年11月15日としていた。

オ 調査事項

介護保険施設、居宅サービス事業所等の種類により、以下の調査票を用いる。

(ア) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票

法人名・施設名、施設の所在地、郵便番号、電話番号、活動状況、開設主体及び経営主体、介護報酬上の届出、ユニットの状況、定員及び居室の状況、居住費の状況、施設サービスの状況、食費の状況、併設の状況、職種別従事者数（常勤・非常勤）等

(イ) 介護老人保健施設票

法人名・施設名、施設の所在地、郵便番号、電話番号、活動状況、開設主体、介護報酬上の届出及び施設の区分、ユニットの状況、定員及び療養室の状況、居住費の状況、施設サービスの状況、食費の状況、併設の状況、職種別従事者数（常勤・非常勤）等

(ウ) 介護療養型医療施設票

法人名・施設名、施設の所在地、郵便番号、電話番号、活動状況、開設主体、介護報酬上の届出、ユニットの状況、病床数、病室の状況、居住費の状況、施設サービスの状況、食費の状況、併設の状況、職種別従事者数（常勤・非常勤）等

(エ) 訪問看護ステーション票

法人名・ステーション名・ステーションの所在地、郵便番号、電話番号、活動状況、サービスの種類、開設主体、加算等の届出の状況、出張所等（サテライト事業所）の状況、9月中のサービスの提供状況、9月中の職種別訪問回数、職種別従事者数（常勤・非常勤）等

(オ) 居宅サービス事業所（福祉関係）票

法人名・事業所名・事業所の所在地、郵便番号、電話番号、活動状況、サービスの種類、経営主体、サービスの提供状況、食費の状況、職種別従事者数（常勤・非常勤）等

(カ) 地域密着型サービス事業所票

法人名・事業所名・事業所の所在地、郵便番号、電話番号、活動状況、サービスの種類、経営主体、サービスの提供状況、食費の状況、職種別従事者数（常勤・非常勤）等

(キ) 居宅サービス事業所（医療関係）票

法人名・施設名・施設の所在地、郵便番号、電話番号、活動状況、施設の種類・サービスの状況、開設主体、介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護の状況、介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーションの状況、職種別従事者数（常勤・非常勤）等

(ク) 介護保険施設利用者個票（平成22年実施予定；調査事項については、平成19年調査時点である）

性別、出生年月日、要介護度、主傷病名、認知症高齢者の日常生活自立度、

- 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)、利用料、医療処置等の状況等
- (ケ) 介護保険施設利用者一覧票(平成22年実施予定;調査事項については、平成19年調査時点である)
- 性別、出生年月日、要介護度
- (コ) 訪問看護ステーション利用者個票(平成22年実施予定;調査事項については、平成19年調査時のものである)
- 性別、出生年月日、要介護度、主傷病名、認知症高齢者の日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)、訪問先の状況、同居家族の状況、利用料、訪問看護等の状況等
- (サ) 訪問看護ステーション利用者一覧票(平成22年実施予定;調査事項については、平成19年調査時のものである)
- 性別、出生年月日、要介護度

(2) 社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査に係る請負業務の内容

社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査に係る請負業務は、調査対象名簿の作成(平成21年度は除く。)、調査関係用品の印刷、調査票等の送付、調査票の回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力とする。

ア 業務期間

平成21年8月(契約締結後)から平成24年3月31日までとする。

なお、平成21年度、平成22年度、平成23年度それぞれの業務期間は以下のとおり。

- ・ 平成21年度は平成21年8月(契約締結後)から平成22年3月31日まで
- ・ 平成22年度は平成22年6月から平成23年3月31日まで
- ・ 平成23年度は平成23年6月から平成24年3月31日まで

イ 厚生労働省からの貸与及び提供物件

①～③については、契約後に提供し、④～⑩については、入札説明会時に提供する。

- ① 平成21年施設・事業所名簿用原データ(電子媒体)
- ② 調査関係用品の印刷原稿(別紙2「調査関係用品一覧」参照。なお、見本については、入札説明会時に提供する。)
- ③ 厚生労働省大臣官房統計情報部長の公印の印影(「調査についてのお願い」に押印する。)
- ④ 調査対象施設・事業所名簿作成仕様書
- ⑤ 調査関係用品印刷仕様書
- ⑥ 調査票等組み付け・発送仕様書

- ⑦ 受付・審査仕様書
- ⑧ 入力データ仕様書
- ⑨ 照会対応等業務要領及び照会対応事例集
- ⑩ 統計調査の民間委託に係るガイドライン
- ⑪ 過去の調査の手引き

ウ 業務内容及び件数

この実施要項に基づいて業務を請け負い実施する事業者(以下「民間事業者」という。)が実施する業務(以下「本業務」という。)は以下のとおりである。

なお、対象客体、業務内容と件数の関係は、別紙1のとおりである。

- ①実査準備 調査対象施設・事業所名簿の作成等(調査対象施設・事業所名簿の作成、調査票等印字用プレプリントデータの作成)、調査関係用品の印刷(プレプリントを含む)
ただし、平成21年度は調査対象施設・事業所名簿の作成を除く。
- ②実査 調査票及び調査関係用品の送付(再送付を含む)、調査票の回収、督促、照会対応
なお、調査票の回収にあたり、オンラインを利用することを提案してもかまわない。ただし、提案を行う場合には、民間事業者は、5(2)の企画書においてその具体的な内容を盛り込むこと。
- ③審査 受付、内容チェック、回収調査票による調査対象施設・事業所名簿の更新
- ④データ入力

上記に示す①～④の行程の業務内容は、以下のとおりである。

(ア) 調査対象施設・事業所名簿の作成等(6月～7月下旬)

調査対象施設・事業所名簿作成仕様書(入札説明会時に提示する。)に基づき、社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査について①～③を行う。

なお、当該作業の各工程で厚生労働省の検証を受けなければならない。

- ① 厚生労働省から提供する最新の施設・事業所名簿を基に施設・事業所の名称、所在地を標準化し、名寄せデータに加工するためのコード付け等を行う。
- ② 法人名・所在地により名寄せ^(※)を行い、本業務に必要な調査対象施設・事業所名簿(別紙3)を作成する。また、社会福祉施設等調査と介護サービス施設・事業所調査の両調査が対象の施設・事業所の名寄せを行い、同一封筒にて送付可能な組み合わせ数を確定する。

③ 併せて、調査票等印字用プレプリントデータ（別紙4）の作成を行う。

注（※）：名寄せとは、異なるサービスの種別について法人名・所在地が同じものに同一の番号を付与し、1つにすることである。

（イ）調査関係用品の印刷（6月～9月上旬、ただし、平成21年度は8月～9月下旬）

調査関係用品印刷仕様書に基づき、社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査について関係書類の印刷を行う。調査票関係用品は、厚生労働省が貸与した印刷原稿を基に版下を作成し、厚生労働省の承認を受けた上で印刷を行う。名簿作成時に同時に作成したプレプリントデータを調査票等に印字する。印字の際のポイントや位置についても厚生労働省の承認を得ること。なお、印刷部数は見込み数であり、名寄せ作業の完成度により増加する場合がある。また、未着等による再送付にかかる分も見込んで印刷すること。

（ウ）調査票受付簿の作成（7月下旬～9月下旬、ただし、平成21年度は8月下旬～10月下旬）

調査票受付簿とは、調査票の回収状況を管理するために、調査票受付日や受付者など受付内容を記載する帳票をいう。調査対象施設・事業所名簿を基に、調査票受付簿（別紙5）を作成する。

（エ）調査票及び調査関係用品の封入・発送（9月中旬～9月下旬）

調査票等組み付け・発送仕様書に基づき、作成した発送用封筒に調査票及び調査関係用品を封入（別紙6「発送用封筒に封入する調査票及び調査関係用品一覧」参照）・封緘後、調査対象施設・事業所名簿（追加名簿分も含む。）に基づき、送付する。送付については、確実に被調査者の手元に到着することが保証される場合には、信書便以外の方法も可とする。

なお、平成21年度は遅くとも10月上旬頃までに発送を完了させること。

また、調査票の提出期限は平成21年に限り、11月10日とする。

（オ）調査対象事業所からの照会対応（9月下旬～11月下旬、ただし、平成21年度は10月上旬～11月下旬）

① 調査対象事業所からの問い合わせ、苦情に対し、厚生労働省が貸与する照会対応等業務要領及び照会対応事例集に則して対応（回答）する。

なお、照会対応事例集以外の問い合わせや苦情があった場合は、その都度、厚生労働省に確認し、対応方法等について対応する者全員に周知すること。

② 照会対応の受付時間は、平日の10時から18時までを含むこととする。

③ 問い合わせや苦情について、混雑時においては、電話の増設・人員再配置等を迅速に行うなど、応答率の向上に努めること。なお、照会対応件数のピークは調査票提出期限前後であるので留意すること。その対応状況は、厚生労働省に事前に報告すること。

④ 調査に対する問い合わせ、苦情等の電話には誠意を持って応じること。

⑤ 調査対象事業所から再送付の依頼があった場合は、その事業所のプレプリントデータを転記した調査票と調査関係用品一式を送付する。

⑥ 調査対象事業所からの問い合わせ・苦情の状況を、週1回、厚生労働省に電子メール等で報告すること。（別紙7）

なお、厚生労働省から求められた場合にも同様に報告することとする。

(カ) 調査票の受付提出状況の確認（10月上旬～12月末、ただし、平成21年度は10月下旬～12月末）

① 調査票等の不達状況の管理とともに、調査票の提出状況について、受付・審査仕様書に基づき調査票受付簿を基に逐次管理する。調査票受付簿については、週1回、厚生労働省に電子メール等で報告すること。また、厚生労働省から求められた場合にも同様に報告することとする。

② 宛先不明等で返送された調査票については、その旨、調査対象施設・事業所名簿及び調査票受付簿に記録し、住所等の間違いで返送された調査票については、正しい住所で再度送付すること。

(キ) 内容チェック及び調査票の整理・保管（10月中旬～12月末、ただし、平成21年度は11月上旬～12月末）

① 提出された調査票について、予め届け出た場所において受付・審査仕様書に基づいて、事業所名、住所情報、活動状況、事業所の状況（事業の種類、定員、従事者、在所者）等の基本的な調査事項について確認を行い、記入がない場合は、電話等で照会する。

② 調査対象事業所に対する照会の状況を、週1回、厚生労働省に電子メール等で報告すること。（別紙8）

③ 提出された調査票の事業所名、所在地、郵便番号、電話番号について修正等があった場合は、提出された調査票の記入を基に調査対象施設・事業所名簿を更新する。また、事業の追加及び廃止等があった場合は、その旨、調査対象施設・事業所名簿に記載する。

④ 内容チェックが終了した調査票は、調査票等の種類ごとに整理し、紙テープ等でまとめ散乱しない状態で保管する。

(ク) 督促業務（10月中旬～12月末、ただし、平成21年度は11月上旬～12月末）

督促はがきや電話等によって督促を行い、回収数を増やすこと。

① 督促業務の計画を立て、事前に厚生労働省に提示する。

② 督促業務を行った際は、調査票受付簿に記録する。また、督促の状況を、週1回、厚生労働省に電子メール等で報告すること。（別紙9）

③ 督促はがきにより督促を行う場合は、はがきの内容について厚生労働省の了解を得ること。

(ケ) 調査票のデータ入力（パンチ）（1月上旬～1月末）

提出された全ての調査票について、入力データ仕様書に基づきデータ入力を行い、ベリファイを実施した入力済みデータを厚生労働省に納入する。

エ 情報セキュリティ管理

(ア) 本業務の実施において、情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともに、厚生労働省が貸与する「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を参考にセキュリティマニュアルを作成し、的確な調査情報の運用管理を行うこと。なお、セキュリティマニュアルは、契約締結後速やかに厚生労働省に提出すること。

セキュリティマニュアルには、以下の①～⑤を含むものとする。

- ① 調査票及び調査対象施設・事業所名簿は、破損及び紛失等を防止するため施錠可能な場所に保管し、保管責任者を明確にする。
- ② 第三者に対し、調査関係書類の複写、貸与及び提供をしてはならない。
- ③ 作業過程で作成し、作業終了後に不要となった帳票、媒体類は粉碎、溶解、データ消去等適切な処置を行い、廃棄する。
- ④ 使用する電子機器の情報漏洩防止策を明記する。
- ⑤ 調査における守秘義務等に関する業務従事者への研修概要を明記する。

(イ) 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに厚生労働省に報告し、今後の対応方針について協議を行うこと。

(ウ) 特に、当年調査票、調査対象施設・事業所名簿、入力済みデータ（パンチデータ）の取扱いについては、細心の注意を払うこと。

オ 納品物件

以下の物件を実施年度ごとの該当事業年度に厚生労働省に納品する。提出は原則、紙媒体と電子媒体により行う。

- (ア) 調査対象施設・事業所名簿（調査対象名簿作成仕様書等の指示により作成したもの）（7月下旬、ただし、平成21年度は除く。）
- (イ) 調査票等印字用プレプリントデータ（電子媒体）（7月下旬、ただし、平成21年度は除く。）
- (ウ) 調査対象施設・事業所名簿（提出された調査票に基づき更新したもの）（1月下旬）
- (エ) 調査票の受付状況を取りまとめた総括表（12月末）
- (オ) 問い合わせ・苦情への対応状況を取りまとめた総括表（12月末）
- (カ) 調査対象施設・事業所への照会状況を取りまとめた総括表（12月末）
- (キ) 調査対象施設・事業所への督促状況を取りまとめた総括表（12月末）
- (ク) 回収調査票（紙または電子データ；スキャンデータを作成した場合にはその電子

ファイルでも可。ただし、厚生労働省が廃棄の指示をするまでは、紙の調査票を厳重に保管すること。）（1月下旬）

(ケ) 入力データリスト（調査票の種類別に100件程度）（1月上旬）

(コ) 入力済みデータ（電子媒体）（1月下旬）

(サ) ベリファイの実施が確認できる書類（1月下旬）

(シ) 事業報告書（業務期間終了時(各調査年の翌年3月31日まで)）

カ その他

勤務体制表については、当月の予定及び前月の実績を、当月初めに厚生労働省に電子メール等で提出する。（別紙10）

(3) 業務受託に関する留意事項

ア 民間事業者は、本業務を実施するために、「社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査事務局」等という名称を用いて、督促、照会対応等を実施する。なお、この名称及び厚生労働省の請負事業である旨は、調査関係用品に明記する。

また、民間事業者は、調査対象事業所からの調査票の返送先を確保するとともに、契約締結後速やかに、調査票の返送先及び送付先の住所を厚生労働省に報告すること。

イ 民間事業者は、調査対象名簿作成仕様書、受付・審査仕様書、入力データ仕様書等（以下、「仕様書等」という。）に基づいて業務を行うことを原則とするが、その創意工夫を発揮する観点から、仕様書等によらない形の提案を行うことを可能とする。

なお、提案を行う場合には、民間事業者は、5（2）イの企画書においてその具体的な内容を盛り込むこと。

ウ 民間事業者は、本業務を適切に実施するために、厚生労働省との連絡・調整を行う担当者をおく。平日の業務時間（10：00～18：00）内は、担当者は速やかに厚生労働省と連絡・調整が取れる状態を保つこととする。

エ 民間事業者は、作業の方針及び計画について明確にするとともに、上記（2）ウ（ア）～（ケ）に掲げる業務の各工程ごとに作業責任者をおき、氏名、所属、連絡先を併せて厚生労働省に報告する。

オ 民間事業者は、上記（2）ウ（ア）で作成した、調査対象施設・事業所名簿を基に、照会対応、受付、督促等の状況をExcel等により一体的に管理すること。

カ 民間事業者は、上記（2）ウ（ア）～（ケ）に掲げる業務を行う予定の者に対し、